

# 「第5期江戸川区障害福祉計画」及び「第1期江戸川区障害児福祉計画」

## 第3回策定委員会 議事録要旨

### <開催概要>

- 日 時 平成30年2月15日(木) 午後2時45分～午後3時45分  
場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉  
出席者 会長、松本委員、佐野委員、鈴木委員、阿部委員、斉藤委員、森委員  
次 第 1.開 会  
2.議 事  
(1) パブリックコメントの結果について  
(2) 「第5期江戸川区障害福祉計画」及び「第1期江戸川区障害児福祉計画」の計画書(案)について  
(3) その他  
3.閉 会

### <議事要旨>

開会時刻 午後2時45分

#### 障害者福祉課長

これより「第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画第3回策定委員会」を開会します。終了は、午後3時45分を予定していますので、よろしくお願い致します。

私は、事務局を担当しています障害者福祉課長の加藤と申します。よろしくお願い致します。

本日の出欠を報告させていただきます。矢田委員、梅澤委員、村山委員については、所用により欠席のご連絡をいただいています。

続きまして、事務局より本日の配付資料を確認させていただきます。

資料確認

#### 障害者福祉課長

それでは、ここからは会長に進行をお願いします。

#### 会長

限られた時間内で有意義な会議ができますよう議事進行については、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

本日の委員会は公開として、傍聴者の希望を募っています。その点について、事務局からご報告をお願いします。

## 事務局

江戸川区ホームページにおきまして、傍聴者の希望を募りました。その結果、3名の方にお申し込みいただき、本日、3名の方がロビーでお待ちになっています。皆様のご了解をいただけた場合には、入場していただきたいと考えています。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

## 委員承認

## 会長

ただいま、事務局より傍聴について説明がありました。皆様のご賛同もいただけたと思いますので、それでは、傍聴の方に入室していただきます。

## 傍聴者入場

## 会長

それでは、議事の1番、「パブリックコメントの結果について」に入ります。  
事務局より説明をお願いします。なお、質問については、説明が終了後をお願いします。

## 事務局

それでは、「パブリックコメントの結果について」説明をさせていただきます。説明が長時間続いてしまいますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

資料1をご覧ください。第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画の策定に当たり、ホームページに計画書(案)を公表し、広く意見を募集しました。

意見の募集は、平成29年12月11日から平成29年12月25日の間に行いました。

意見は、延べ106件、31名、1団体よりいただきました。同様の意見を集約し、回答(案)を作成しました。今後、ホームページで公表する予定です。

いただいた主な意見への回答(案)について、資料1に沿って説明をします。

まず、「第1章 第5期江戸川区障害福祉計画などの計画の概要について」の意見です。

2ページをご覧ください。2番、策定委員会の回数が少ない、区民意見交換会の開催をしてほしいという意見です。策定委員会の回数や区民意見交換会の開催については、ご意見として承りますが、地域自立支援協議会において策定過程について説明をし、委員の皆様より意見を伺い、作業を進めています。

続きまして、3番、「国連の障害者権利条約」の履行の記載をしてほしいという意見です。前回の第4期の計画書においても国連の障害者権利条約の批准について記載がございますので、同様の記載を行いたいと考えています。

次に、「第2章 江戸川区の障害者(児)施策について」の意見です。4番から9番まで、「1 地域包括ケアシステム」、主に「なごみの家」についての意見です。

4番は、障害のある方と地域の方の交流の場をつくってほしいという意見です。「なごみの家」は、居場所・集いの場の機能もあり、子どもから熟年者まで障害の有無に関わら

ず、誰もが気軽に立ち寄っていただける場となっています。また、「なごみの家」で実施している「子ども食堂」は、誰でも気軽に利用できる施設であることを踏まえ、誰でも食堂に拡充して展開します。

続きまして、5番、「なごみの家」のイメージ図の「なんでも相談」には、医療の記載はあるが、それ以外の相談は対応しないのか。また、健康サポートセンターとの違いはあるのかという意見です。「なごみの家」は、社会福祉士、保健師などの専門職がさまざまな相談を受けています。また、複合的な問題に対する相談も行っています。健康サポートセンターは、健康に関する総合相談窓口の役割を担っています。双方の利点を活かし、各相談窓口と連携・協力していきます。

続きまして、6番、なごみの家の利用者数、利用者層などを記載してほしいという意見です。計画書への記載についてはご意見として承りますが、参考までに、来場者数は、平成29年12月までの「なごみの家」4カ所で、18,710人です。年代別割合は65歳以上が一番多く、約49%となっています。

続きまして、8番、「なごみの家」15カ所の拠点の根拠を教えてくださいという意見です。区の地域力を生かし、連合町会の区域を基本に区内を15地区に分け、拠点整備を目指しています。

続きまして、10番です。ヘルプカード、ヘルプマークの普及啓発を推進してほしいという意見です。ヘルプカードは、区ホームページで案内をしています。あわせて、ポスターによる周知を検討しています。今後も、ヘルプカードの普及啓発に努めていきます。ヘルプマークの普及啓発については、ヘルプマークを作成しています東京都へ意見を伝えます。

続きまして、11番から17番までは、障害児支援についての意見です。

まず11番、「障害児支援 切れ目ない支援」のイメージ図において成年期の居住の場にグループホーム以外の記載も必要ではないかという意見です。計画書(案)の11ページ、「3 障害児支援 切れ目ない支援」に掲載のイメージ図に「居住支援」の記載を追加します。また、区では、居住の場として地域での生活を望む方に対し、ご希望や必要に応じた支援を行います。

続きまして、16番です。障害児の家族支援を増やしてほしいという意見です。障害児の家族支援としては、現在、在宅の医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)については、看護師などを派遣するレスパイト事業を実施しています。

続きまして、17番、障害児とその家族の包括的な支援機関を設置してほしいという意見です。区では、障害児とその家族などを包括的に支援する機関の設置を検討しています。

続きまして、18番、19番は、親亡き後についての意見です。

18番、「親亡き後の支援」の記載の中で、グループホームでの生活が困難な方には、入所支援を行う記載について修正してはどうかという意見です。計画書(案)の12ページ記載の「4 親亡き後の支援」では、地域での生活を望む方に対し、ご希望や必要に応じた支援を行うことについて記載します。

続きまして、20番、21番は、生涯学習の支援についての意見です。

20番、生涯学習(アートや創作活動など)余暇活動も支援してほしいという意見です。地域共生社会の実現に向けての施策の一環とし、障害福祉サービス事業所と連携をしながら、文化・スポーツなど、生涯学習及び余暇活動の振興に取り組んでいきます。

続きまして、22番は、災害時の精神障害のある方などの医療配慮者への支援を具体的に記載してほしいという意見です。災害時の障害のある方などの要配慮者への支援については、「江戸川区地域防災計画」に記載されています。医療機関との連携が必要な精神障害のある方へは、保健師などによる状況確認などを行い、必要に応じ、医療機関などと連携を行います。また、避難所や仮設住宅では、日中の居場所や活動の場の確保及び電話相談などの心のケアを行います。

次に、「第3章 江戸川区の現況について」の意見です。

23番は、精神障害者の認定区分が他の障害に比べ低く感じるという意見です。従前の「障害程度区分」では、知的・精神障害者について、その特性を反映できていないのではないかなどの課題があり、平成26年度に「障害支援区分」への見直しがあり、認定調査項目や判断基準の変更などが行われました。認定調査では、各調査項目において、本人や支援者などから十分に聞き取りを行い、適切な調査を行うよう努めていきます。

次に、「第4章 計画に関する成果目標の設定とサービス量の見込みについて」の意見です。

24番から28番は、成果目標「福祉施設の入所者の地域生活への移行」についての意見です。

24番は、平成27年度から29年度9月末までに入所施設から地域生活へ移行した9名の障害の内訳や年齢層などを記載してほしいという意見です。計画書の記載についてはご意見として承りますが、参考に内訳を申しますと、平成27年度から29年度9月までに地域移行した方は、身体障害のある方が2名、知的障害のある方が7名です。

25番は、成果目標「地域生活への移行者数」について、移行者数を増やしてほしい、及び26番は、成果目標「福祉施設の入所者数」について、目標値の設定が国の指針に基づくものではなく、区独自の目標値を設定した理由と設定の考え方を示してほしい、また、地域で暮らせるサービスを充実してほしいという意見です。区では、福祉施設入所者の地域移行を進めているところですが、入所している方の中には、長期入所しており、高齢化・重度化が進んでいる方もいます。今回、平成28年度末に施設入所している方のうち、地域移行を希望している方などを勘案しまして、平成30年度から32年度末までの地域移行者数は11人と成果目標を設定しました。また、平成29年度9月末現在、福祉施設の入所を望んで待機している方は、身体障害の方は13人、知的障害の方は64人います。地域移行者数11人と待機している方に対し、現在ある福祉施設への入所支援を行うことを勘案しまして、平成32年度末の入所者数を平成28年度末の401人から8人増の409人という成果目標の設定をしました。引き続きグループホームなどの設置促進やご本人の希望や必要に応じた支援を行います。

29番は、成果目標の「精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築」の具体的な内容を知りたいという意見です。精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができる体制を整備するため、保健・医療・福祉関係者による協議体を設置し、進めていきます。

30番から32番は、成果目標「地域生活支援拠点等の整備」についての意見です。

30番は、地域生活支援拠点の具体的な整備内容を知りたい、また、人材育成について記載してほしいという意見です。地域生活支援拠点等の整備については、今後検討を進めて

いきます。既存の機能や施設を生かし、円滑なネットワークを充実する仕組みを人材育成も含めて研究をしていきます。

32番は、グループホーム地域ネットワーク事業を実施してほしいという意見です。現在、区では、グループホームコーディネーターを配置し、新規開設を含めたグループホーム運営などについて、訪問や電話での相談を実施しています。また、従事者向けの研修会や事業所連絡会を通じまして、事業所支援を行っています。

33番から35番は、成果目標「福祉施設から一般就労への移行等」への意見です。

34番は、法定雇用率引き上げ達成に向けて、企業などを含めて啓発活動をしてほしいという意見です。平成30年4月より民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げになります。区の障害者就労支援センターでは、障害者就労支援・雇用促進フェアの開催やハローワーク木場と連携し、引き続き障害のある方の就労支援を行います。

続きまして、36番から55番は、障害福祉サービスについての意見です。

36番は、状況に応じたサービス提供時間の設定をしてほしいという意見です。支給決定は、障害の程度や家庭環境などのご本人の状況、障害種別やその特性、サービス利用目的やその必要性などを鑑みて行っています。今後も利用者の状況に応じたきめ細かいサービスの提供に努めていきます。

39番は、障害福祉サービスの見込量の算出根拠を知りたい。障害種別などの内訳を記載してほしいという意見です。障害福祉計画のサービス見込量については、過去の実績、障害者手帳所持者数、ニーズなどを鑑み、設定しています。年1回、利用実績を確認し、見込量との差異を評価します。差異が大きい場合は、見込量の変更などを検討します。今後も、必要な方に必要なサービスの提供体制を確保するよう努めていきます。障害種別の内訳の記載については、ご意見として承ります。

続きまして、44番は、緊急時に利用できる短期入所施設を設置してほしい。短期入所のサービス見込量を確保する方策はあるのかという意見です。区内にある障害者支援ハウスでは、より多くの方が利用できるよう、予約方法や利用事由による振り分けなどを検討します。また、区内の施設だけでは、短期入所利用希望の全てに対応することは困難であるため、近郊の施設などでの対応を含め、今後も円滑な利用ができるよう努めていきます。また、計画書(案)の7ページで説明している、介護保険と障害福祉両方のサービスに対し、平成30年度に創設される共生型サービスの活用について、研究をしていきます。

47番は、日中の支援や手厚い支援が必要な方が入居できるグループホームを設置してほしいという意見です。国に対して、重度障害者を対象としたグループホームの運営体制確保のための制度・助成などの要望をしています。また、平成30年度より創設される重度障害者の支援を可能とする新たなグループホームの類型活用について、研究をしていきます。

51番は、放課後等デイサービスにおいて、利用を断られることがあるので、事業者を指導してほしいという意見です。平成28年度より、放課後等デイサービスの实地検査、集団指導に力を入れています。安心安全なサービス提供を行うための運営・設備基準を順守するよう指導しています。

続きまして、53番は、サービス見込量増加に伴う支援者の確保が必要という意見です。訪問系サービス事業所の实地検査、集団指導を行いまして、事業所の責務である研修の実施などを確認しています。その際、研修を実施していない場合は指導しています。また、

今後は、現在、行っている相談支援専門員研修の活用など、人材育成できる場を研究していきます。

次に、「第5章 地域生活支援事業について」の意見です。

56番は、障害者相談支援事業に記載の健康サポートセンターは精神障害者のみ対象として受け取れる。その他の事業について記載してほしいという意見です。計画書では、健康サポートセンターについて、身体障害・精神障害の相談業務を行う窓口として、障害のある方を主体に記載しています。健康サポートセンターでは、乳幼児健診や子ども発達相談などで、さまざまな疾病や障害の早期発見に関わっていますが、障害種別が確定された以降は、各担当部署が中心となり相談に対応しています。

57番は、日常生活用具の給付要件を緩和してほしいという意見です。リフトなど、日常生活用具の給付は、本人及び家族の負担軽減を目的としています。給付には対象要件がありまして、生活状況や障害状況を勘案し、決定しています。今後も、必要な方に福祉用具の提供ができるよう努めていきます。

次に、その他の意見です。

63番は、ピアサポーターの活動を記載してほしいという意見です。記載についてはご意見として承りますが、身体障害者相談員・知的障害者相談員及び障害者支援ハウスのピアカウンセリング事業がピアサポートの役割を担っています。各事業所に対しても、集団指導などを通じて、ピアサポーターの活用について、協力を呼びかけていきます。

長くなりましたが、「パブリックコメントの結果について」の説明は以上です。

## 会長

ただいま事務局より「パブリックコメントの結果について」説明がありました。さまざまな貴重なご意見に対して、区の考え方を含めて説明がありました。「パブリックコメントの結果について」ご質問はございますか。

## 委員

本当によく頑張っていたいただいていると思っています。

介護保険の認定で、厚生労働省の基準に従い行っているとは思いますが、要支援1、2と要介護1から5まで認定され、障害福祉サービスから介護保険サービスへの切替の時に、今まで利用していた障害福祉サービスが使えなくなります。介護認定されたら、障害福祉サービスが使えなくなるということは、私はちょっと冷たいかなと思います。

移行時は、弾力的にやっていただきたいと思います。例えば、視覚障害では同行援護というサービスがあります。介護保険に移行し、介護保険サービスを利用しますと、1割負担が生じます。また、一番私が心配しているのは、介護保険サービスでは、院内介助が受けられないということです。

介護保険サービスに移行した方が、障害福祉サービスを利用できず困っている事例が発生し、障害者福祉課のケースワーカーに相談しました。弾力的に対応している区もあるようですので、介護保険サービス利用前に、要介護1と要支援2の境のような方に対し、障害福祉サービスが利用できないということにならないようにご配慮いただければ、大変ありがたいと思います。

このことについて、お答えをお願いします。

### 障害者福祉課長

意見としては承っておきますが、基本的には、障害支援区分と要介護度というのは、法律で決まっていますので、運用は難しいと考えています。ただ、例えば、地域生活支援事業の中で、何らかの方策がとれるか、今後、検討をしていくことはできると考えています。

また、院内介助については、今も障害福祉サービスでは、院内介助が必要かどうかということをお病院内に確認しています。その点では、介護保険と違いがあるとは考えていません。お困りの方がいらっしゃいましたら、入院中の状況などを確認させていただいて、ご相談に乗らせていただきます。

### 委員

ありがとうございます。その人の事情をよく聞いて、病院に通院している人については自宅を出て帰るまでは、何らかの方策をご検討いただきたいと思います。

もうひとつ、よろしいですか。先ほどグループホームや特別養護老人ホームの話がありましたが、以前から私は、視覚障害者が区内で、ずっと生活をしていきたいという願望があります。私は、視覚障害者の会を預かっています。そこで、視覚障害者のグループホーム設置について数年前から、ご相談してきました。グループホームを設置するのは、ハードルが高い部分もあり、視覚障害者の会では、グループホームを設置するのは難しいです。私としては、拠点特別養護老人ホームのようなものをつくっていただき、緊急の場合は、視覚障害の方を例えば5名ぐらいの枠で、その特別養護老人ホームに入れるように、ご検討いただきたいと思います。足立区では、10年くらい前から特別養護老人ホームの中の1カ所に視覚障害者の枠をつくるということを行っていると思っています。

だから、やろうと思えばできないことはないと思うのです。江戸川区でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。特に視覚障害は見えないので、障害としては一番重篤な障害だと私は自負しています。いろいろな点でよくやっていただいていることは十分承知の上ではございますが、江戸川区で住み続けたいという願望がありますので、ぜひご検討いただきたく、よろしくをお願いします。

以上です。

### 会長

ありがとうございます。

福祉部長、お願いします。

### 福祉部長

視覚障害の方の居住場所については、以前からお伺いしています。視覚障害の方専用の特別養護老人ホームやグループホームというお話については、さまざまな角度から検討してきましたが、今現在その考えはございません。

その理由は、先ほど、お話いただいたとおり、江戸川区にお住まいの皆さんが江戸川区の特別養護老人ホームに入っていただくのがいいと思うからです。つまり、視覚障害の方

に特化せず、視覚障害の方も入れるグループホームや特別養護老人ホームという体制が私自身はいいと思っています。

その方策について、今、検討を進めています。また、具体的な話し合いも進めているところです。

おっしゃるとおり、視覚障害は、重篤な障害だということについては全く異論がございません。住みなれた江戸川区で生涯住んでいただくという、その視点は変わりませんので、その方向性で施設入所やグループホームについても考えていきたいと思っています。また、現在、そのような動きもしているということをお話させていただきました。

以上です。

## 委員

今、福祉部長から本当に前向きなお答えをいただきまして、私は、ちょっと安心しました。江戸川区に住んでよかったと思います。私自身もそうですが、ここで一生を全うしたいという思いです。親亡き後の話にもありましたが、視覚障害者にとって、他の地で最後を送るということは非常にさびしい気持ちになりますので、ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

## 会長

そのほか、何かご意見などはございますか。

それでは、議事2に移りたいと思います。

「第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画策定について」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議事2「第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画（案）について」説明させていただきます。

策定委員の皆様のご意見、また、パブリックコメントに寄せられたご意見を参考に必要に応じて記載を変更し、計画書を公表する予定です。

前回の策定委員会から計画書を変更した内容について、説明をさせていただきます。まず、1点目、元号改正が2019年5月1日に予定されていますので、西暦を併記します。

2点目は、計画書（案）の7ページにあります「(3) 共生型サービスの創設」の説明の中に、共生型サービスの主な内容、表を追加しました。介護保険サービスと障害福祉サービス、両制度での同様のサービスを行っている事業所がもうひとつの制度の指定を受ければ、提供できるサービスが平成30年度から創設されます。

3点目は、現在、江戸川区手話言語条例について、区議会に案を提出しているところです。議決をされましたら、平成30年4月1日より施行します。計画書（案）では、制定されることを前提に記載しました。計画書（案）の10ページ「第2章、江戸川区の障害者児施策 2 差別解消に向けて」、こちらの本文の後ろから4行目より手話言語条例について記載します。



続きまして、4点目です。計画書(案)28ページです。「3、障害のある方の実雇用率の推移」について、パブリックコメント時には、平成29年6月1日現在の雇用率が公表されていませんでしたが、現在、公表されている雇用率を反映した表を追加しました。平成29年6月1日現在、民間企業における障害のある方の実雇用率については、国では1.97%、東京では1.88%、木場管轄では1.89%となっています。

5点目は、計画書(案)54ページです。放課後等デイサービスの利用者数の見込み量について、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の対象児数(上限値)と記載しておりますが、普通学級で障害者手帳を持っている方も対象になりますので、追記します。

続きまして、パブリックコメントに寄せられた意見を参考に記載を変更する箇所について説明します。

1点目は、障害者の権利に関する条約について、計画書(案)7ページに参考に記載する予定です。

2点目は、計画書(案)11ページ「3 障害児支援、切れ目ない支援」のイメージ図の成年期の説明の中で、「居住の場」という表現を「居住支援」に変更し、支援内容として、居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助を記載する予定です。

3点目は、計画書(案)12ページ「4 親亡き後の支援」について、グループホームでの生活が困難な方への支援について、ご希望や必要に応じた支援を行うことを記載する予定です。グループホームでの生活が困難な方は全て入所施設へ移行すると捉えられてしまうような表現であるのご指摘を受けましたので、ご本人、ご家族のご希望を加味しながら支援していきたいと考えています。

続きまして、計画の公表までの予定を説明します。「資料2「第5期江戸川区障害福祉計画」及び「第1期江戸川区障害児福祉計画」策定について」をご覧ください。3月下旬にホームページに計画書の確定版を掲載します。また、印刷製本をし、配付を行う予定です。私からの説明は以上です。

## 会長

ただいま事務局より、第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画(案)について説明がありました。

計画書(案)についてご質問及びご意見があればお願いします。

## 委員

計画書(案)7ページに記載のある共生型サービスの創設についてですが、障害福祉サービスと介護保険サービスが同等に利用できるということなのでしょうか。

これから、始まる制度なので、早急に変わるとは思わないのですが、サービスを行う上で、障害者と熟年者の特性の違いがあると思います。今後、介護保険サービス事業所を障害者が利用してうまくいくのか、障害福祉サービス事業所を熟年者が利用するのが、どのような状態になるのか、とても不安です。今後、研究をしていただいて、支援や助成など考えていただけたらと思います。

もうひとつ、パブリックコメントの意見数は多かったのでしょうか。前回、第4期のパブリックコメントと比べて多かったのか、教えてください。

## 事務局

先に、パブリックコメントの件数についてお答えします、前回、第4期ではご意見は約150件でした。今回は、その3分の2程度の件数のご意見を寄せていただきました。どうもありがとうございます。

続いて、共生型サービスについてお答えします。介護保険サービス事業所と障害福祉サービス事業所のそれぞれの事業所が、新たに共生型サービスの指定を受ける必要があります。例えば、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスの共生型サービスの指定を新たに受ける必要があります。委員からのお話のとおり、同じ事業所でサービスが満たされるか、研究が必要だと思えます。

例えば、障害福祉サービスを利用している方が65歳になり、介護保険サービスを利用する場合、別の事業所に移ることになりますが、障害福祉サービス事業所が共生型の指定を受ければ、同じ事業所で環境が変わらず利用ができたり、家族で同じ事業所が利用できたりなどのメリットについて厚生労働省などでも議論されています。今後、障害者福祉課と福祉推進課、介護保険課と連携し、研究していきたいと思えます。

## 会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

## 会長

それでは、今年度3回にわたり、第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画策定に向けて、委員の皆様方よりご意見、ご協力をいただきました。今後、その意見などを反映した計画が策定されます。平成30年度からの3年間この計画を礎に江戸川区の障害者及び障害児の地域福祉が発展していくことを望みます。

今期の計画策定を通じて、委員の皆様のご意見、ご感想をこれからお話をいただければと思えます。順次、マイクを回させていただきます。時間の制約もありますので、おひとり1、2分程度を目安にお願いします。

## 委員

今年、10月に都条例が施行されます。障害者総合支援法関連の改正になると思えますが、都盲協より都条例改正関連の会議に委員として参加し、そのような見通しを聞きました。

江戸川区として都条例に対する考え方は、障害者差別解消法の合理的配慮に基づいた内容になると思えます。江戸川区として、その都条例に対しての考え方をぜひ示していただければありがたいと思えます。よろしくをお願いします。

## 委員

私は、委員の立場半分、事務局的な立場もあったと思えます。今回の計画の中でさまざまな数値目標が書き込まれています。

その数値目標ですが、国の基本指針に従ったもの、あるいは江戸川区の実情を踏まえて国の基本指針どおりにしていない部分とメリハリがついた数値目標になっていると思えて

います。

そして、この数値目標を実現するには、当然お金が必要だということになりますが、10年前の障害福祉関係予算が、約70億円でした。来週から議会が始まり、これから要求をする金額になりますが、来年度は215億円となり、この10年間で約3倍に増加しています。

この数値目標を実現するには、お金が必要になるという反面もあります。今後、持続可能な障害福祉制度がどうあるべきか、この第5期では十分考えていかなければならないと思います。

障害をお持ちであってもなくても、江戸川区に必要な方々だと揺るぎなく思っていますので、皆様が安心して暮らせる江戸川区の構築に向けて、この計画に基づいて頑張っていければと思っています。

## 委員

私も、委員として、そして事務局としての立場になろうかと思えます。この計画書の中でも地域包括ケアシステムの構築が大切だということが記されています。地域自立支援協議会でも、障害者が地域包括ケアシステムの中でどのように生活し、周りが支援を行えばよいのか皆様からご意見をいただいたところでございます。今後、ますます精神障害のある方も含めて、地域移行を推進していくこととなりますが、皆様と考えていくきっかけづくりになる計画になろうかと思えます。

実際に、江戸川区の地域は、以前から言われていますが、地域力といって地域の助け合いができる地域であると思っています。皆様から、本日もいろいろご意見をいただき、それぞれの立場をもった方たちが、障害のある方たちのために何ができるだろうかということで、いろいろお知恵をかしていただくような体制を江戸川区は行政として構築していき、その中の様々な情報やネットワーク、連携などの体制で支えていけるのではないかと思います。今後、一生懸命に行政として行っていきたいと考えています。

## 委員

この計画案の中に、議案が通りましたら、今年4月から手話言語条例が制定ということが記載されています。本当にありがたく思っています。

私どもも4月から課題はたくさんあります。例えば、高齢化の問題です。高齢の方へのサービスや認知症の問題ですとか、ろう者の高齢者の中でもさまざまな問題があります。ぜひ、行政の皆様にもご協力いただいて、一緒に解決をしていきたいと思っています。

そして、今後は、ろう者は電話が利用できませんので、映像で直接、手話で話ができる状況や手話通訳者を養成するというのも大切です。手話通訳者がまだ足りないという現状もありますので、指導をして育てていきたいと思っています。

ぜひ、今後ともこの課題について一緒に、ともに話し合っていきたいと思しますので、ご協力をお願いします。ありがとうございます。

## 委員

今回、公募委員として参加させていただきました。

私自身、あまり意見を述べていないので、お役に立てたとは思っていないのですが、このような会議があることを知って、どのようなものかという思いで参加させていただきました。皆様、一生懸命やられているのを拝見して、福祉政策がこのように決められていくのだなと思いました。

自立支援協議会の委員の方やいろいろな団体があると思うのですが、そういう方たちがもっと策定委員会に参加しているのかと思っていましたので委員の数が少なく、少しびっくりしました。また策定の場が開かれると思いますので、その時は多方面の大勢の方が参加するといいなと思いました。

ありがとうございました。

## 委員

この策定委員会に委員として出席させていただいて、責任を感じながら毎回参加させていただきました。

平成30年4月に行われる障害福祉サービスの報酬改定や新たに創設されるサービスの内容は、就労継続支援B型では、平均工賃の額に対して報酬が段階的になります。また、就労継続支援A型では、労働時間数に対して基本報酬が算定されます。就労移行支援に関しても今まで一律の基本報酬でありましたが、就労定着した実績に応じて基本報酬が設定されます。今後、各事業所のサービスの質が求められる時代に突入したと感じています。

今回策定する計画の目標達成に向けて、就労継続支援B型事業所の受注、生産を結びつけ、利用者の工賃を上げるというニーズが、今後増加してくると思います。

障害者就労支援センターでは、今月、「ほっとワークえどがわ」を通して、企業から、具体的には和菓子屋さんから福祉施設に作業を依頼できないかという相談がありました。このように、工賃を上げることや一般就労につなげるために、地域の企業と近くにある福祉施設をつないでいくことが必要だと思います。そこで、障害者施設でできることや障害のある方の中には、企業で働ける人材がいるということを周知していくことが必要と考えています。今後、先を見越した取り組みをしていかなければならないと、身が引き締まる思いです。

以上です。

## 会長

ありがとうございました。

以前までは、この策定委員会は行政だけで行われていました。今回、初めて委員を公募し、各方面の団体の長の方にも参加していただきました。当事者のお話を聞いたということも踏まえ、私としては、非常に進歩した会議の内容になったと個人的には思っています。

さまざまなお話がありました。先の地域自立支援協議会でもさまざまなご意見がありました。時代の流れにおいて問題も変わっていくと感じています。

最近では、他の委員よりお話があった高齢化の問題を考えていかななくてはならないと思いますし、障害福祉サービスと介護保険サービスのつながりをもった方のために、両方の制度について考えていかななくてはいけない時代に入ってきたと思います。

私は、障害認定審査会の委員と介護保険認定審査会の委員もしています。審査会におい

では、先ほど、他の委員からお話があったように、制度重視に認定をしていますが、一人一人、個別のニーズに合わせた支援が必要であるということは審査会の委員の方も理解しています。介護保険サービス対象者でも障害福祉サービスの認定を受けているのであれば、介護保険サービスでは賄いきれない、同行援護などの障害福祉サービスが必要であれば認めていくというように、委員の方も勉強されています。また、障害福祉制度においても必要かと思いますが、医療との連携を深めた体制を構築していければと思っています。

介護保険というのは、先ほどの特別養護老人ホームの話にもありましたが、重篤化、重点化ということがあります。介護保険は、介護の手間を指標としてランクづけしていますので、重度の寝たきりの方などが優先的に入所します。もちろん、目の見えない方々、視覚障害の方々も多く入所しています。現状としては、どうしても自分でベッドなどへ乗り移りができない、それだけではなく認知症が進んでいるなど複合した方が入所している現状があります。

今後は、さまざまなサービスが各分野で増えていくと思います。情報発信と情報共有をしていかないといけないと思います。制度が変わる度に、我々のように、その制度で仕事している者でも追いついていけない部分があります。各方面の方々の仕事内容についても学んでいかななくてはならないと思います。これからも情報交換の場、共有の場、ネットワークづくりを続けていく必要性を改めて感じました。

先ほど、福祉部長、健康部長から心強いお話をいただきました。団体からも基本を含めて頑張っていきたいというお話をいただきました。このように地域力の活性化につなげていければと思っています。これから3年間、この計画に基づいて施策が進んでいきますが、皆様方もいろいろご意見があるとは思いますが、温かく見守って対応していただければと思っています。

## 障害者福祉課長

最後に、皆様、いろいろと貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。委員の皆様のご協力により、全3回の策定委員会を無事に終了することができました。今後とも江戸川区の障害者施策に関しまして、ご協力をよろしくお願い致します。

今回の委員会を経まして、第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画の3月末の計画公表に向けて、最終作業を行います。

皆様、本当にご協力ありがとうございました。

## 会長

それでは、皆様、本当にありがとうございました。皆様のご協力により、第3回策定委員会を無事終了することができました。

以上をもちまして、第3回策定委員会を終了します。

閉会時刻 午後3時52分